平成２２年（フ）第９０号
京都府京丹後市峰山町新治1302番地の１
債務者　小西　保美
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第１８２４号
大阪府羽曳野市高鷲８丁目27番地の５
債務者　木口　幸子
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８２９号
大阪府富田林市中野町２丁目532番地１102、前住所大阪府富田林市大字中野282番地12
債務者　渡部　一朗
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８３０号
大阪府富田林市若松町４丁目10番49号　102、前住所大阪府富田林市大字中野282番地12
債務者　渡部智惠子
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８３３号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149　２―405号
債務者　南島とみ子
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８８９号
堺市堺区松屋大和川通２丁38番地４
債務者　薮内　和子
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９４７号
堺市中区深井水池町3431番地
債務者　林　　賢子
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０４４号
大阪府柏原市本郷５丁目197番地の16
債務者　坂本　秋美
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９３号
福島県河沼郡会津坂下町大字沼越字村東350番地
債務者　大竹　忠広
１　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第２号
福島県大沼郡会津美里町西尾字上字甲252番地、前住所福島県郡山市細沼町10番20号　グリーンピア細沼２号
債務者　真鍋　一夫（旧姓平野）
１　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第８９０号
神奈川県秦野市桜町１丁目６番６号
債務者　安藤美和子
１　決定年月日時　平成23年１月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８９３号
神奈川県足柄上郡松田町神山87番地９、破産手続申立時の住所神奈川県小田原市田島259番地コーポ野地Ａ号
債務者　大泉　明美
１　決定年月日時　平成23年１月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９０９号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥５―22―32、住民票上の住所静岡県熱海市和田町15番13号京王マンション405号
債務者　小澤　嘉和
１　決定年月日時　平成23年１月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９１０号
神奈川県小田原市浜町２丁目６番25号
債務者　安藤ゆかり
１　決定年月日時　平成23年１月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９４３号
神奈川県平塚市長持189番地の２　ＭＫハイツ203号
債務者　林　　精一
１　決定年月日時　平成23年１月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９４４号
神奈川県南足柄市広町51番地
債務者　齋藤　幸助
１　決定年月日時　平成23年１月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９５５号
神奈川県平塚市四之宮６丁目11番67号　ハイツミレニアム102号
債務者　遠藤　政孝
１　決定年月日時　平成23年１月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部